



2025 年 3 月 28 日

各 位

会 社 名 日 本 郵 政 株 式 会 社
代 表 者 名 取締役兼代表執行役社長 増 田 寛 也
(コード番号：6178 東証プライム)
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 I R 室
(TEL. 03-3477-0206)

連結子会社株式の一部処分に関するお知らせ

当社の連結子会社である株式会社かんぽ生命保険（コード番号：7181 東証プライム）は 2024 年 11 月 14 日（木）及び 2025 年 3 月 28 日（金）付の同社取締役会において、株式会社東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）及び立会市場における取引による買付けにより、取得株式の総数 30,000,000 株、取得価額の総額 35,000,000,000 円をそれぞれ上限とし、2024 年 11 月 15 日（金）～2025 年 11 月 14 日（金）を取得期間として、自己株式（株式会社かんぽ生命保険普通株式）の取得に関する事項を決議するとともに、当該決議に基づき自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の取得の実施及び条件（取得価額）について決定いたしました。

当社は、下記のとおり当該自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の取得に応じた売付けにより、当社が保有する株式会社かんぽ生命保険普通株式の一部を処分する予定です。

なお、本株式処分による子会社の異動はありません。

記

1. 本株式処分の概要

(1) 処分予定株式総数 株式会社かんぽ生命保険 普通株式 5,641,500 株
(発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 1.47%)

(2) 処 分 方 法 株式会社かんぽ生命保険が行う自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式取得に応じた売付け
株式会社かんぽ生命保険（コード番号：7181 東証プライム）は 2024 年 11 月 14 日及び 2025 年 3 月 28 日付の同社取締役会において、株式会社東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）及び立会市場における取引による買付けにより、取得株式の総数 30,000,000 株、取得価額の総額 35,000,000,000 円をそれぞれ上限として、2024 年 11 月 15 日～2025 年 11 月 14 日の自己株式（株式会社かんぽ生命保険普通株式）取得に関する事項を決議するとともに、当該決議に基づき自己株式の取得の実施及びその条件（取得価額）を本日（2025 年 3 月 28 日）の株価終値（最終特別気配値を含む。）3,102 円で、2025 年 3 月 31 日午前 8 時 45 分の株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引

注意事項：

この文書は、株式会社かんぽ生命保険の普通株式の一部処分について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

(ToSTNeT-3) により、取得株式の総数 11,283,000 株、取得価額の総額 34,999,866,000 円をそれぞれ上限として決定した。

当社は当該自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の取得に応じて、同社普通株式 5,641,500 株の売付注文を行う。

(3) 処 分 総 額 17,499,933,000 円

(4) 処 分 予 定 日 2025 年 3 月 31 日

なお、株式会社かんぽ生命保険が行う自己株式取得の詳細については、株式会社かんぽ生命保険が本日付で「自己株式の取得方法の決定に関するお知らせ」および「自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付けに関するお知らせ」を公表しております。

2. 本株式処分目的

株式会社かんぽ生命保険は、資本効率の向上、株主還元の強化を目的として、自己株式の取得を行う旨を公表しております。

過去の当社による株式会社かんぽ生命保険株式の処分により、当社の株式会社かんぽ生命保険株式の議決権比率は現在 49.8%程度となっておりますが、当該自己株式取得後も同比率を現在と同水準程度にするため、当社は当該自己株式取得に応じ、少数株主とほぼ同数の株式会社かんぽ生命保険株式を処分することを決定いたしました。

なお、本株式処分によって当社が得る資金については、当社及び日本郵政グループの企業価値の向上等に資するよう活用する方針です。

3. その他

株式会社かんぽ生命保険による本日付「自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付けに関するお知らせ」において、今後の一連の自己株式取得に当たっては、引き続き、当社による株式会社かんぽ生命保険株式の議決権比率が 2 分の 1 以下に維持できるよう実施することが公表されております。

なお、本株式処分による子会社の異動はありません。

以 上

注意事項：

この文書は、株式会社かんぽ生命保険の普通株式の一部処分について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。